

令和7年度版

# 入園のしおり



豊田市立道慈こども園

# も く じ

|                       |       |          |
|-----------------------|-------|----------|
| 1 教育及び保育の基本理念         | ----- | P. 2     |
| 2 めざすこども像・教育及び保育目標    | ----- | P. 2～3   |
| 3 保育時間                | ----- | P. 3     |
| 4 一日の保育内容             | ----- | P. 4     |
| 5 食事とおやつ              | ----- | P. 5～7   |
| 6 行事について              | ----- | P. 8     |
| 7 健康管理                | ----- | P. 9～12  |
| 8 家庭の協力               | ----- | P. 13～15 |
| 9 災害等の発生が予測される場合の登降園等 | ----- | P. 16    |
| 10 保育料等               | ----- | P. 17～23 |
| 11 状況が変わった場合の手続きについて  | ----- | P. 24～25 |
| 12 保育支援アプリの利用         | ----- | P. 25    |
| 13 その他の取り組み           | ----- | P. 26～27 |
| 14 その他の注意事項           | ----- | P. 28    |
| 15 用品について             | ----- | P. 29～31 |
| 16 駐車場について            | ----- | P. 32～33 |
| こども園等一覧表              |       | P. 34～36 |

## 1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

## 2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

### めざすこども像・・・自ら考え、いきいきと遊ぶこども

- ・ 心や体を動かして遊ぶこども
- ・ 友達と楽しく遊ぶこども
- ・ 聞いて、見て、考えて行動するこども

### 教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

## 【経営の方針】

- ・ 職員が一丸となり、深い愛情と熱意をもって保育していく
- ・ 保育環境の充実と創意ある保育課程・指導計画の編成、運用をしていく
- ・ 幼児の確かな育ちを促すために、保育者の資質向上に努める
- ・ 地域のこども園として果たすべき役割を認識し、家庭や地域社会との連携を図る

## 3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

### ●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

#### 4 一日の保育内容

|   | 時 間            | 幼児（3歳以上児）  |
|---|----------------|--|
| 早朝保育                                      | 8:00           | 早朝保育   |
| 登 園<br>・ 観察、所持品の整理                        | 8:30           | ・ 一人一人を明るく迎える<br>・ 視診をする   |
| 遊び、活動<br>・ 自発的な遊び                         | 9:00           | ・ こどもが選んで遊べるように<br>こどもの興味や要求に合った環境を複数用意し、遊びの中で、試したり工夫したりできるようにする |
| ・ 課題のある活動                                 | 10:00          | ・ こどもに経験させたい活動をこどもが自ら意欲的に取組めるように、一人一人のやりたいタイミングを見逃さずに行っていく       |
| 昼 食                                       | 12:00          | ・ 楽しい雰囲気の中で、みんなで食事をするために必要な基本的な習慣や態度を身につける                       |
| 昼寝<br>3歳児 4月17日（木）～<br>4.5歳児<br>夏季休業保育中のみ |                |  |
| 遊び<br>・ 自発的な活動                            | 13:00          | ・ こどもの興味、欲求にあった環境や遊びに必要な材料をこどもと一緒に準備したり考えたりする                    |
| 降 園                                       | 14:30<br>14:45 | ・ 翌日の遊びへの意欲や工夫ができるよう、興味づけをする<br>・ 迎えに来たこから保護者等を確認し順次引き渡          |
| 延長保育                                      | 15:00          |  |
| 延長保育最終降園                                  | 16:00          |  |

## 5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

### 〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

### 〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

## 豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるように、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

### 1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション<sup>※</sup>等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

### 2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

### 3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

# お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を  
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。  
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

## 食物アレルギーと間違いやすい症状



### ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚  
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、  
じんましんなどの症状が出ます。

### 乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが  
ゴロゴロすることがあり  
ます。これは、消化不良  
による症状です。



### やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル  
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起  
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性  
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると  
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

## 6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。詳しくはコドモンのカレンダーをご覧ください。

| 月   | 行事名  | 月   | 行事名  |
|-----|--|-----|--|
| 4月  | 入園式・進級式<br>六所山（5歳児）  | 10月 | 防サイ君 運動会<br>身体測定・内科健診（後期）<br>道慈小学校1年生との交流        |
| 5月  | 身体測定・内科健診（前期）<br>園小合同引き渡し訓練<br>保育参加 子育て講座<br>クラス懇談会  | 11月 |  |
| 6月  | 豊田キッズサッカー<br>（大草こども園へ）<br>和紙制作体験（5歳児）<br>交流保育（大草こども園へ）<br>歯科健診 フッ化物説明会<br>歯磨き教室 プール開き<br>移動動物園（大草こども園へ）  | 12月 | 生活発表会<br>交通安全学習センター学習<br>交流保育（大草こども園来園）<br>お楽しみ会 |
| 7月  | 道慈小学校1年生との交流<br>七夕会 プール納め<br>個別懇談会（3, 4歳児）<br>希望懇談会（5歳児）   | 1月  | 新年を祝う会<br>個別懇談会（5歳児）<br>希望懇談会（3, 4歳児）            |
| 8月  |  | 2月  | 豆まき会<br>入園・進級説明会                                 |
| 9月  |  | 3月  | ひな祭り会<br>お別れ会<br>卒園式 修了式                         |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物とのふれあい（隔年）<br/>（移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します）</li> <li>・六所山野外体験学習（5歳児）<br/>（六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます）</li> <li>・交通安全学習センター学習（4、5歳児）<br/>（学習センターで映像やクイズ、実地訓練を通して交通安全を学びます）</li> <li>・防サイ君（地震体験）・不審者訓練（年2回実施）</li> <li>・豊田キッズサッカー（5歳児）<br/>（サッカー教室に参加し、名古屋グランパスのコーチから指導を受けます。）</li> </ul> |     |  |
| 毎月  | 誕生会（誕生児のいる月）・交通安全指導・避難訓練   |     |  |

## 7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

### (1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

### (2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくとう感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

### (3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。  
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん  
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

#### (4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

**こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。**

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

#### (5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等を行いません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

#### (6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

##### 病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 TEL43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

## (7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))  
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

## (8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、嘔吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

## (9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知

が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

**表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)**

| 感染症  |   | 登園停止期間の基準                                 |
|--|---|---|
| 治ゆ証明書が必要な感染症                                 | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで   |
|  | 麻疹（はしか）   | 解熱した後3日を経過するまで                            |
|  | 風疹（三日はしか）   | 発疹が消失するまで                                 |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
|  | 水痘（水ぼうそう）   | すべての発疹が痂皮化するまで                            |
|  | 咽頭結膜熱   | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                       |
|  | ※インフルエンザ  | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで               |
|  | ※新型コロナウイルス感染症   | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで          |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症<br>流行性角結膜炎（はやり目）<br>急性出血性結膜炎、結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで                   |
|  | 溶連菌感染症  | 抗菌薬内服後24時間が経過するまで                         |
| 伝染性紅斑（りんご病）<br>とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、<br>感染性胃腸炎 等 | 治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。     |   |

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

### (10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

## 8 家庭の協力

### (1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉してください。門扉のチェーンを保護者の方で、必ずかけてください。
- ④ 遅刻等で 9 時を過ぎて登園される場合は、コドモンの遅刻申請、到着予定時刻を入力してください。
- ⑤ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は**事前にコドモン又は電話にて連絡してください。**
- ⑥ 欠席する時は**コドモンの欠席申請をしてください。**また、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑦ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
  - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
  - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
  - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
  - 車中にこどもを残さないでください。
  - こどもは、必ずチャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。
  - 駐車場での保護者同士のおしゃべりは、危険がいっぱいです。やめましょう。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。  
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### (2) 生活習慣について(親がまず自らよいお手本を示すようにしましょう)

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

### (3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なります。

すので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

#### (4) 園から家庭への連絡

- ① 園日より、クラス日より（活動記録）をコドモンで配信します。
- ② 行事予定は、コドモンのカレンダーに記載します。連絡事項も随時コドモンで配信します。行事等の手紙は、基本コドモンで配信しますが、必要に応じ、掲示板での掲示、文書、口頭での連絡をします。
- ③ 手紙をファイルに入れて渡します。翌日に必ずファイルを返却してください。
- ④ 登降園の打刻は、保護者の方が行ってください。
- ⑤ お子さんの健康状態などいつもと違う様子がありましたら、お知らせください。

#### (5) その他

##### 【着替えについて】

- ・ すべての物に記名し、着替え一式（下着・ズボン・スカート・上着・靴下、タオル1枚等）を布製の袋に入れてください。
- ・ 下着（上下）・上着・ズボンは、お子さんにあった必要枚数を入れてください。
- ・ 汚れたものを入れるため、手提げになったビニール袋（レジ袋等のビニール製の袋）を3, 4枚必ず入れておいてください。
- ・ 着替え袋の中にマスクと予備のハンカチ（1枚）を入れておいてください。
- ・ 着替えを使用したときは、次の日に使用した分の着替え・袋の補充をしてください。

※着替え袋内の着替えがなくなった場合は、園用の着替えを貸し出します。

※パンツについては、衛生上、園ストック用の新品のパンツを着用させますので、同じサイズのパンツを購入し返却してください。

##### 【服装について】

- ・ 自分で脱ぎ着しやすい服装でお願いします。フック付きのズボンは上げ下げがしにくいためゴムのものをお願いします。
- ・ フードやひもの付いている服は、遊具に引っかかるなど危険がありますので、付いていない服を着用させてください。（上着も同様）
- ・ 上着は上着掛けにかけますので、首の部分に紐をつけてください。

#### (6) おねがい

##### 【スリッパの持参について】

- ・ 行事などで園に来られる時には、家庭よりスリッパをご持参ください。

##### 【汚れ物について】

- ・ 汚れ物は、ウイルスなどの感染予防のため、洗わずにそのままお返ししますので、お願いします。
- ・ 汚れ物が入れてあったケースは汚れ物を取り出し蓋をして浴槽の中に置いてお

いてください

### 《排泄物（尿・便・嘔吐物）で汚れた衣服の取り扱いについて》

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としますが、水洗いはしません。ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

### 《汚れ物保管容器について》

汚れ物の保管をトイレの棚で保管していきたいと思います。降園時にお知らせ（洗濯バサミのクリップをカバンにつける）しますので、トイレからお持ち帰りください。中身を取り出した容器は蓋をして浴槽の中に置いておいてください。

【提出物について】

#### 《新入園児 提出書類》

- ・ 個人情報の取り扱いについて 入園説明会当日に提出してください。
- ・ 検温表 ・ 児童引き渡しカード及び緊急連絡票
- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度同意書
- ・ 個人情報に係る同意書について
- ・ 薬品の使用について

※入園式当日に提出してください。

#### 《進級児 提出書類》

- ・ 健康の記録
- ・ 児童引き渡しカード及び緊急連絡票

※前年度のものに変更点・追加点を修正加除し、すぐに提出してください。

- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度同意書

※2/26までに提出

- ・ 検温表 ※3/10までに提出

## 9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- |                               |
|-------------------------------|
| ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）      |
| ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） |

### ◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。  
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

### ◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。  
※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

### ◆給食について

- ①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。  
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。  
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時まで、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。  
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。  
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。  
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

### ◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

### ◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

## 10 保育料等

### こども園等の保育料

#### (1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 【A】基本保育時間  | 午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）   |
| 【B】早朝保育時間  | 実施している園もあります。            |
| 【C】延長保育時間  | 実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園 |
| 【D】土曜日保育時間 | 等一覧を参照してください。            |

|                       |                       |       |                    |       |       |       |
|-----------------------|-----------------------|-------|--------------------|-------|-------|-------|
| 7:30                  | 8:30                  | 15:00 | 16:00              | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 早朝<br>保育<br>時間<br>【B】 | 基本保育時間【A】（月～金曜日）      |       | 延長保育時間【C】          |       |       |       |
|                       | 月額料金は市民税所得割額等による      |       | 月額                 |       |       |       |
| 月額<br>1,000<br>円      | 土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】   |       | （16:00まで）1,000円    |       |       |       |
|                       | ※一部の園は正午まで            |       | →（17:00まで）2,000円   |       |       |       |
| ←                     | 月額1,600円（正午までの園は800円） |       | →→（18:00まで）3,000円  |       |       |       |
|                       |                       |       | →→→（19:00まで）4,000円 |       |       |       |
|                       |                       | →→→→  |                    |       |       |       |

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

#### (2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

| 階層      | 市民税所得割額    | 0～2歳児   | 3～5歳児 |
|---------|------------|---------|-------|
| A       | 生活保護世帯     | 0円      | 0円    |
| B01・B91 | 市民税非課税     |         |       |
| C01・C91 | 48,600円未満  |         |       |
| C02・C92 | 57,700円未満  |         |       |
| C03・C93 | 77,101円未満  |         |       |
| D01     | 97,000円未満  | 12,000円 |       |
| D02     | 169,000円未満 | 15,000円 |       |
| D03     | 301,000円未満 | 32,000円 |       |
| D04     | 301,000円以上 | 37,000円 |       |

### (3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

#### ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

#### イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

#### ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

#### エ 保育料

|               | 0～2 歳児（D階層のみ）   | ・0～2 歳児<br>（A～C階層）<br>・3～5 歳児 |
|---------------|---|-------------------------------|
| 【B】<br>早朝保育料  | 月額 1,000 円を加算<br>※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算 | 0 円                           |
| 【C】<br>延長保育料  | 1 時間ごとに月額 1,000 円を加算                                  |                               |
| 【D】<br>土曜日保育料 | 月額 1,600 円を加算<br>※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算     |                               |

#### オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

## 基本保育料の算定方法

### (1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

|          |   |
|----------|---|
| ア 父      |   |
| イ 母      |   |
| ウ 家計の主宰者 | 父、母ともに市町村民税非課税の場合は、<br>父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方 |

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

### (2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用**  
 多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

**【兄弟判定】**

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

**【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】**

|       | 階層     | 基本保育料 | 延長保育料等 |
|-------|--------|-------|--------|
| 第1子   | D01 以上 | 軽減なし  | 軽減なし   |
| 第2子   | D01 以上 | 半額    | 半額     |
| 第3子以降 | D01 以上 | 0円    | 0円     |

**(4) 基本保育料の再算定**

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。  
 毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

**保育料の支払方法**

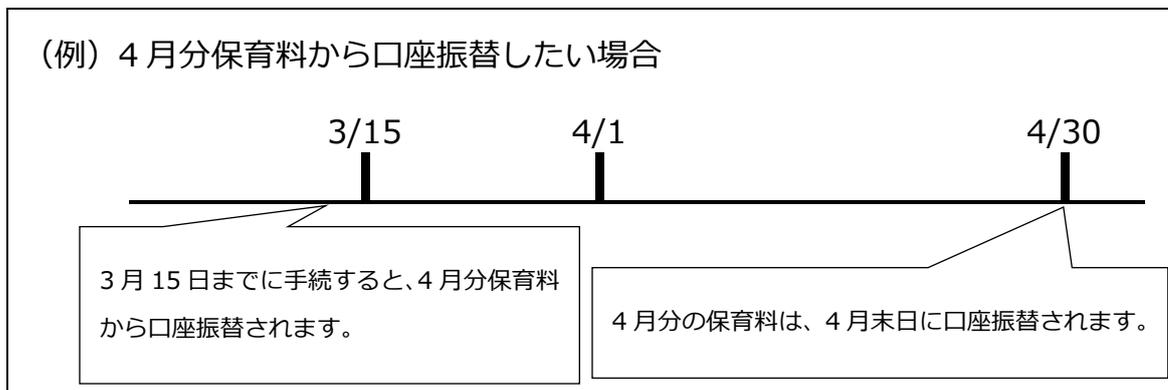
保育料の納付は口座振替をお願いします。

**(1) 手続**

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。  
 なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。  
 毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

**(2) 振替日**

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。  
 ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



### (3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和7年度の振替日は以下のとおりです。

|    |      |     |      |      |     |      |       |      |       |     |     |      |
|----|------|-----|------|------|-----|------|-------|------|-------|-----|-----|------|
| 月分 | 4月分  | 5月分 | 6月分  | 7月分  | 8月分 | 9月分  | 10月分  | 11月分 | 12月分  | 1月分 | 2月分 | 3月分  |
| 日付 | 4/30 | 6/2 | 6/30 | 7/31 | 9/1 | 9/30 | 10/31 | 12/1 | 12/25 | 2/2 | 3/2 | 3/31 |

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

## 春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

### (1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

### (2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

### (3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

### (4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

| 区分   | 利用しない期間     | 各月の基本保育料 |             |
|------|-------------|----------|-------------|
| 春季休業 | 卒園式※翌日～3/31 | 3月       | 基本保育料×16/25 |
|      | 4/1～入園式※前日  | 4月       | 基本保育料×16/25 |
| 夏季休業 | 7/21～7/31   | 7月       | 基本保育料×16/25 |
|      | 8/1～8/31    | 8月       | 0円          |

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。  
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

## (5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

## 給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

### (1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円です。

エンペイで5月に納めていただきます。

### (2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

## 保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

### (1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

### (2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

**【対象となる保育料等】**

基本保育料・延長保育料等  
給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

**【注意事項】**

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。  
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

**（3）滞納整理業務を市債権管理課へ移管**

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

**【対象となる保育料等】**

基本保育料・延長保育料等の未納分

**（4）入園決定**

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

**各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）**

| 分類 | 対象施設・事業<br>(分類を越えた併用は原則不可。市外施設も対象)               | 保育要件あり ※1<br>(共働き等) |                | 保育要件なし<br>(専業主婦(夫)等) |                |
|----|--|---------------------|----------------|----------------------|----------------|
|    |  | 利用料                 | 在籍園での<br>預かり保育 | 利用料                  | 在籍園での<br>預かり保育 |
| ①  | 私立幼稚園<br>青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里                  | ○<br>※2             | ○上限あり<br>※3    | ○<br>※2              | ×              |
| ②  | 私立幼稚園<br>①以外の幼稚園                                 | ○上限あり<br>※2,4       | ○上限あり<br>※3    | ○上限あり<br>※2,4        | ×              |
| ③  | 認定こども園   | ○<br>延長も対象          | ○上限あり<br>※3    | ○<br>※2              | ×              |
| ④  | こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所                          | ○<br>延長も対象          |                | ○                    |                |
| ⑤  | 企業主導型保育施設  | ○                   |                | ×                    |                |
| ⑥  | 認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ） | ○上限あり<br>※5         |                | ×                    |                |
| ⑦  | 障がい児通所施設<br>(放課後等デイサービスを除く)                      | ○<br>分類①から⑥との併用可    |                |                      |                |

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

## 1 1 状況が変わった場合の手続について

### 【具体的な手続の例】

| 状況   | 教育・保育給付認定<br>変更申請書 | 要件証明書 | 時間外変更<br>申請書等 | 退園届 | 備考   |
|--|--------------------|-------|---------------|-----|--|
| 離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合                                     | ○                  | -     | -             | -   | 【期限】変更になった翌月 1 日   |
| 市外へ転出する場合  | -                  | -     | -             | ○   | 【期限】退園日の 1 5 日前  |
| ・税額が変わった場合<br>・生活保護の受給を開始・廃止<br>停止した場合<br>・世帯員が障がい認定を受けた<br>場合   | ○                  | -     | -             | -   | 【期限】変更になった翌月 1 日   |
| 入園要件が変わる場合<br>・仕事の退職・休職<br>・出産予定月後 2 か月経過<br>・診断書内期間を終了<br>・退学 等 | ○                  | ○     | -             | -   | 新しい要件証明書<br>※入園要件不要学齢は教育・保育給付<br>認定変更申請書のみでも可<br>※求職活動申立書を提出する場合は、<br>求職活動開始後 2 か月以内に就労証明<br>書を提出することが必要 |
| 就労証明書等の内容を変更する<br>場合   | ○                  | ○     | -             | -   | 就労時間・育休期間等全項目の変更に<br>必要  |
| 早朝保育及び春季休業保育等の<br>申込み、変更及び取消し                                    | -                  | ○     | ○             | -   | 【期限】利用前月の 2 5 日<br>※就労要件の場合の就労証明書を事業<br>所に証明してもらう必要あり  |

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

#### ◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

#### ◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

## 12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

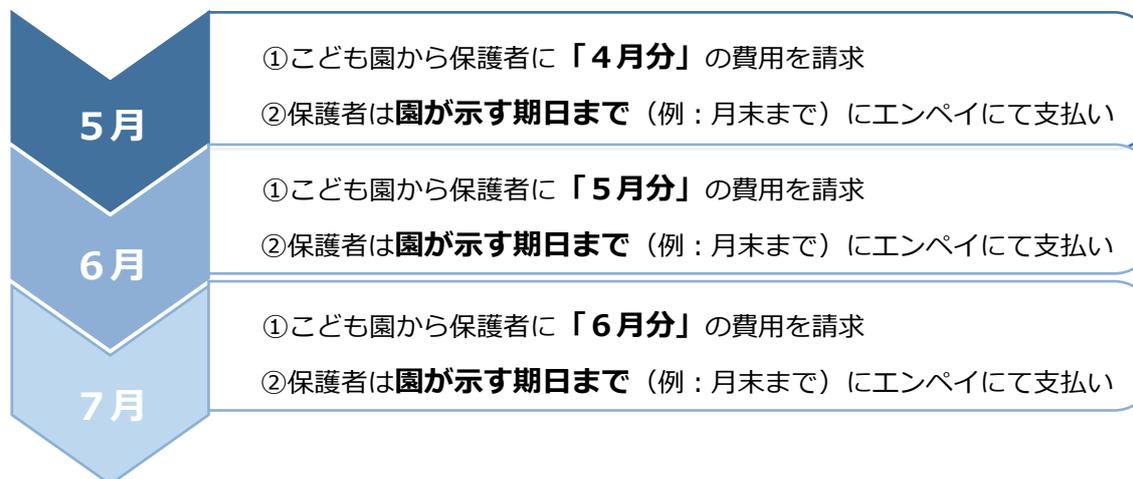
### 〈活用する主な機能〉

|   | 機能名     | 使用用途                            |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 登降園管理   | 登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。 |
| 2 | 給食申請    | 給食を申請する際に使用します。                 |
| 3 | お知らせの配信 | 園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。         |
| 4 | アンケート機能 | 保護者向けにアンケートを行う際に使用します。          |
| 5 | 行事予定    | 各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。         |

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

### 〈支払の流れ（例）〉



## 13 その他の取組

### 紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

#### (1) 対象

公立こども園の0～2歳児

#### (2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

#### (3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

#### (4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

#### (5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

#### (6) 解約について

前月の**月末**までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



## ついて

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

#### (1) 対象

公立こども園の0～3歳児

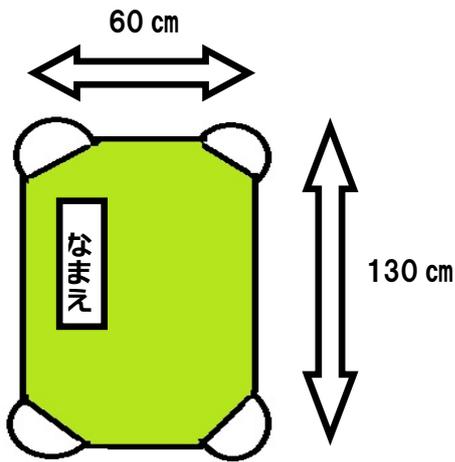
#### (2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

#### (3) 家庭で用意していただくもの

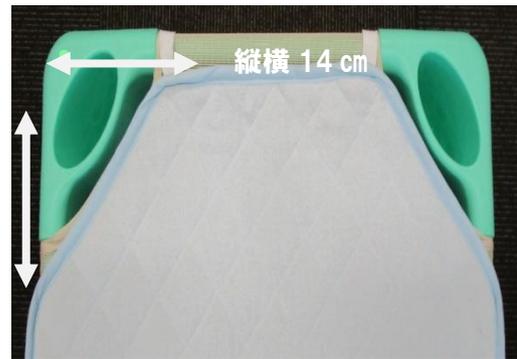
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
  - \*布（タオル地、キルティング地など）
  - \*ゴム4本（目安：横2~3cm×長さ35cmほど）
  - \*四隅を縦横14cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



- 掛布団に代わるもの  
（夏）タオルケット （冬）毛布  
季節によって使い分けてください。

- シーツ入れ袋  
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ  
【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm

※ 4. 5歳児の昼寝はベッドは使わずゴザの上に、お昼寝ベッド用シーツを敷いて昼寝します。



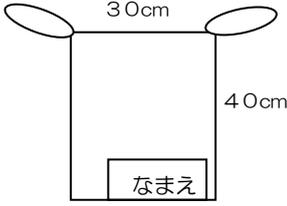
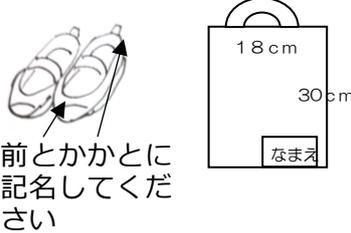
## 14 その他の注意事項

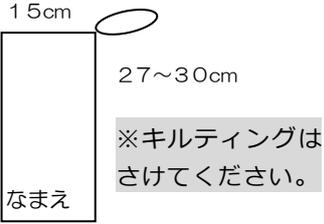
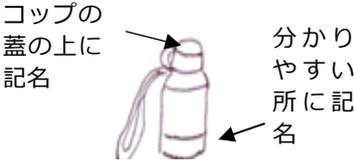
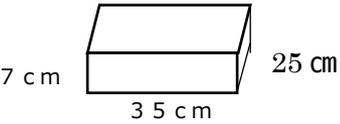
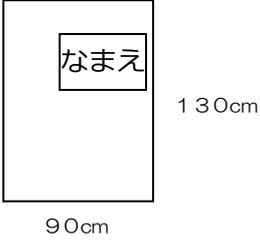
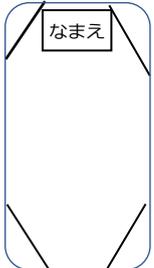
- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。  
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、  
保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

## 15 用品について

※すべての物に名前を書いてください。  
 所定の位置に記入してください。

### ① 入園前に用意していただくもの

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>手提げ袋</p>                                    |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・着替え、絵本等の持ち運びに使います。</li> <li>・キルティング等、少し厚手の布地が持ちやすいです。</li> </ul>  |
| <p>着替え袋<br/>         汚れ物用ビニール袋（名前を書いて3・4枚）</p> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下着、ズボン、スカート、上着、靴下、着替え一式、タオル1枚(体拭き用)、ビニール袋、ハンカチ、マスクを入れてください。</li> <li>・袋は、巾着式のものが出し入れしやすく、布地は、薄地のものが扱いやすいです。</li> <li>・汚れ物を持ち帰りましたら、翌日に着替えとビニール袋を補充してください。</li> </ul>                    |
| <p>シューズ<br/>         シューズ袋</p>                 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シューズの左右や自分の物と分かるように印(マーク)をつけてもよいです。</li> <li>・所定の位置に見やすいように名前を書いてください。</li> <li>・金曜日に持ち帰りますので、洗って月曜日に持って来てください。</li> <li>・シューズ袋は、シューズがゆったりと入り、子どもが自分で出し入れがしやすい大きさのものでお願いします。</li> </ul> |
| <p>コップ</p>                                     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳やお茶飲み、うがい用に使います。</li> <li>・安定性のよい、割れにくい材質のものでお願いします。</li> <li>・見やすいところに名前を書いてください。</li> </ul>   |
| <p>コップ袋</p>                                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コップ、給食用手ふきタオル、歯ブラシ(4・5歳児)を入れます。</li> <li>・中のものが、ゆったりと入る大きさのものでお願いします。</li> <li>・布地は、薄地のものが扱いやすいです。</li> </ul>   |
| <p>給食用手ふきハンカチ<br/>         (全園児)</p>           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食前の手洗い時に使います。乾いたままで持ってきてください。</li> <li>・ケースに入れますので、小さめのハンカチをお願いします。</li> <li>・コップ袋の中に入れてきてください。</li> </ul>  |
| <p>給食用口ふきタオル(全園児)</p>                          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食後の口ふきに使います。乾いたままで持ってきてください。</li> <li>・箸セット袋の中に入れてきてください。</li> </ul>  |
| <p>歯ブラシ<br/>         (5歳児)</p>                 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児は給食後、歯みがきをします。箸セット袋の中にキャップをして入れてきてください。</li> <li>・歯ブラシは毎日持ち帰りますので、毛先が広がったりしたら交換してください。</li> </ul>  |
| <p>給食用ナフキン</p>                                 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食器の下に敷きます。(大き過ぎる物は不可)</li> <li>・毎日持ち帰り、洗濯したものと取替えますので、予備を2, 3枚作っておいてください。</li> <li>※タオル地やキルティングは扱いにくいので、薄地のものにしてください。</li> </ul>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>はしセット<br/>はしセット<br/>袋</p>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・袋の中に箸セット・ナフキン・口拭きタオル、歯ブラシ（5歳児）を入れてきてください。</li> <li>・箸ケース・箸・スプーン・フォークの全てに名前を書いてください。（3歳児はスプーンとフォークのみ入れ、箸は保管しておいてください）</li> <li>・毎日持ち帰り、洗濯したものと取替えますので、予備を2, 3枚作っておいてください。</li> </ul>                         |
| <p>水筒</p>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間通じて、毎日お茶を入れて持ってきてください。</li> <li>・コップ付きの水筒が衛生面から見ても好ましいです。毎日洗って持ってきてください。</li> <li>・ひも付きで、肩にかけられるもの。</li> </ul>  |
| <p>リュックサック<br/>弁当の包み</p>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当の日に使います。</li> <li>・リュックサックは、弁当、水筒、シート、おしぼり、ごみ袋、着替え等がゆったりと入る大きさのものをお願いします。</li> <li>・弁当の包みは、巾着の袋が扱いやすいです。</li> <li>※弁当は30分ぐらいで食べきれる量でお願いします。</li> </ul>  |
| <p>道具箱</p>   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はさみやクレヨンなどを入れます。</li> <li>・百均等で売っているA4用カゴでいいです。</li> <li>・サイズは多少前後しても構いませんが、大きすぎるとロッカーに入りません。</li> </ul>  |
| <p>クレヨン・<br/>油性ペン・<br/>はさみ<br/>水性ペン</p>                                      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水性ペン、クレヨン、油性ペン、また入れ物、箱のフタや下箱にも名前を書いてください。</li> <li>・はさみは、キャップにも名前を書いてください。</li> <li>※学年で必要な物を用意してください。</li> <li>4歳児使用・・・クレヨン・はさみ</li> <li>5歳児使用・・・油性ペン・クレヨン・はさみ・水性ペン</li> <li>※4歳児は園の水性ペンを使用します。</li> </ul> |
| <p>かけ布団、<br/>タオルケッ<br/>ト(毛布)</p>   | <p>&lt;かけ布団、タオルケット<br/>(毛布)の表側&gt;</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かけ布団はこどものサイズに合ったもの（右上に記名）を用意してください。</li> <li>・かけ布団は気候に合わせて、毛布、タオルケットなどの用意をお願いします。</li> <li>・金曜日に持ち帰り、シーツやタオルケットは洗濯、布団は日光消毒し、月曜日に持って来てください。</li> <li>・持ち運び用の袋があると便利です。</li> </ul>                            |
| <p>お昼寝ベッ<br/>ト用シーツ</p> <p>3歳児は昼<br/>寝ベッドを<br/>使用しま<br/>す。（p<br/>26,27参考）</p> | <p>&lt;ベットシーツ&gt;</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児は、通常保育開始日から昼寝を始めます。終了はこどもの様子を見てお知らせします。</li> <li>・4,5歳児は夏季休業保育中のみ昼寝をします。</li> <li>・金曜日に持ち帰り、洗濯、日光消毒し、月曜日に持って来てください。</li> <li>・シーツはP26,27を参照して用意してください。</li> </ul>  |

|                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| <p>クッキング<br/>3点セット<br/>(5歳児)</p> | <p>マスク    エプロン    三角巾</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クッキングで使用しますので、こどもが自分で脱ぎ着、装着できるタイプのもので、体のサイズに合ったものを用意してください。</li> <li>・3点セットがゆったりと入るサイズの巾着袋に入れてきてください。</li> </ul>  |
| <p>かっぱ<br/>(防災用)</p>             |  <p>内側の首<br/>元に記名</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、緊急避難しなくてはならない場合に使用します。</li> <li>・園で保管し、卒園まで使用します。</li> <li>・100均の物で十分です。ジッパー付きの袋に入れてください。</li> <li>・かっぱ、袋両方に名前を書いてください。</li> <li>・入園・進級式に担任に提出してください。</li> </ul> |

## ② 毎日の持ち物について (すべてのものに名前を書いてください)

- ・コップ袋セット (こップ・手拭きハンカチ (給食用))・給食セット (ナフキン・はしセット・口ふきタオル) は毎日持たせてください。
- ・ハンカチ・ティッシュはポケットに必ず入れてきてください。(ポケットに入らない場合はポシェットなど利用してください)
- ・歯ブラシ (5歳児) は歯磨き教室後から毎日持ってきてください。
- ・キーホルダー等をカバンにつける場合は、目印として1つだけにしてください。また、大きすぎるものや、遊べるものおもちゃになるものは避けてください。

## ③ 弁当の日の持ち物について

- ・リュックサックに、弁当、水筒、ピクニックシート、おしぼり (濡らしたもの)、ごみ袋を入れてきてください。

※長期休業保育の弁当の日は持ち物が変わることがあります。

## 16 駐車場について

園に送迎していただく際の駐車場は、遊戯室横の園の駐車場と高見製置所の駐車場を使用してください。祖父母などに送迎していただく場合も必ず伝えてください。

※体調不良等で早退する場合の迎えは、門前に駐車して迎えに来てください。

※延長保育の迎えは門前に停めてもよいです。

### お 願 い

※駐車場内は、車の出入りに十分注意しましょう。

※車から降りるときは大人が先に降りてから子どもを降ろしましょう。乗る時は子どもを先に乗せ、シートベルトの確認をしてから乗りましょう。

※登降園の際は、必ずお子さんと手をつなぎ急な飛び出しに気をつけましょう。

※お子さんの体調の急変でのお迎えは、玄関前で駐車してください。(給食センターのトラックの妨げにならないように停めてください。)

※行事の時などは、係りの人の指示に従って駐車してください。

高見製置所側には停めないでください。  
垣根に向かって後ろ向き駐車をお願いします。

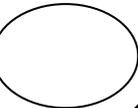
駐車場にラインがありませんので、垣根の中の杭に目印の紐をつけます。それを目安にして停めてください。

高見製置所

×

×

×



×

職員用

園側の駐車場は、前向き駐車をお願いします。



遊戯室

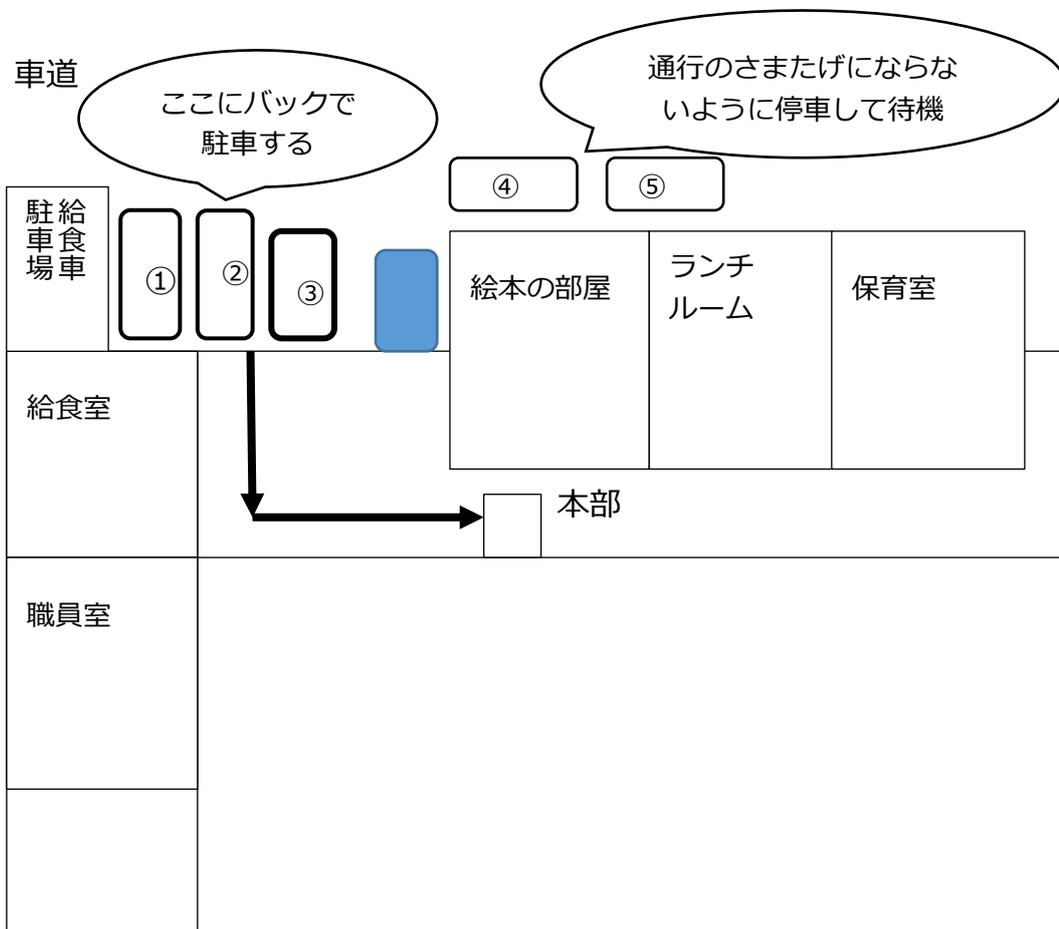


出入りの妨げになるので、停めないでください。

車 道

## 災害時・緊急時の迎え方法について

- ・車で門前まで来ていただき、門前に駐車してください。
  - ・迎えの際は、乙ヶ林信号方面から園へお越してください。お帰りはどちらへ進まれてもかまいません。
  - ・駐車の際は、職員の誘導に従って駐車してください。門前がいっぱいの際は、道路で待機していただき、前の車が出たら駐車してください。
  - ・土足のままテラスを通り本部まで行き、こどもさんを引き取り、お帰り下さい。
- ※門前で、入れ替わりの駐車になりますので、交通安全には十分に気を付けてください。
- ※門前は坂になっていますので、車をこすってしまう可能性がある方は給食車駐車場に止めてください。



こども園等一覧 (地区別五十音順)

| 地区 | No | 園名       | 所在地          | 電話<br>(0565<br>) | 受入れが可能な学齢  | 入園要件が必要な学齢 | 保育時間               | 土曜日<br>保育実施 | 春・夏季<br>休業保育実施 | 認可等  |
|----|----|----------|--------------|------------------|------------|------------|--------------------|-------------|----------------|------|
| 豊田 | 1  | 朝日       | 日南町 5-15-2   | 32-2212          | 3-5 歳児     | 3 歳児       | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 | —           | ○              | 公幼   |
|    | 2  | 五ヶ丘大和    | 五ヶ丘 2-19-1   | 88-1237          | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 3  | 井上       | 井上町 9-60-1   | 45-5010          | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 4  | 伊保       | 保見町榎堂坊 28    | 48-8188          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 5  | いぼばら     | 大清水町南岬 1-280 | 31-3340          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 6  | 今        | 今町 7-50-2    | 28-2285          | 3-5 歳児     | 3 歳児       | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 7  | うねべ      | 畷部西町伊勢神 1-1  | 21-0405          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 8  | 梅坪       | 梅坪町 1-14-1   | 32-2057          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 9  | 永新       | 永覚新町 5-193   | 29-0732          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 10 | 大畑       | 篠原町片坂 40-6   | 48-8288          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 11 | 大林       | 大林町 14-11-13 | 28-0012          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 12 | 上郷       | 上郷町郷下 15     | 21-1830          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 13 | 上鷹見      | 上高町古白 344-2  | 41-2219          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 14 | キッズハウスとよ | 西町 1-76      | 36-5025          | 6 か月-2 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 小規模  |
|    | 15 | 越戸       | 越戸町松葉 52-2   | 45-1073          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 16 | こじま      | 金谷町 7-30     | 32-2281          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 17 | 駒場       | 駒場町新生 69     | 57-2413          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 18 | 拳母       | 拳母町 5-58     | 32-0199          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 19 | 拳母ルーテル   | 桜町 1-79      | 32-1764          | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 20 | 浄光       | 宮町 3-64      | 32-3635          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 21 | 浄水ひかり    | 浄水町南平 101    | 63-5680          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 22 | 浄水松元     | 浄水町南平 100    | 45-6884          | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 23 | 寿恵野      | 鴛鴨町畔畑 227    | 28-2403          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 24 | 住吉       | 住吉町 1-6-3    | 52-3807          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 25 | 青松       | 朝日ヶ丘 6-41    | 34-0065          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 26 | 第二いぼばら   | 大清水町原山 108-7 | 85-0160          | 6 か月-2 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 27 | 第二青松     | 朝日ヶ丘 6-45    | 35-0015          | 6 か月-2 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 28 | 第二わかば    | 若林東町上り戸 13-3 | 41-7830          | 6 か月-2 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 29 | たかね      | 和会町鳥手 167    | 21-0404          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 30 | 高橋       | 水間町 4-155-1  | 88-8088          | 4-5 歳児     | —          | 午前 8 時 30 分～午後 3 時 | —           | —              | 公幼   |
|    | 31 | たかはら     | 高原町 5-73-2   | 34-5141          | 6 か月-2 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 32 | 高美       | 若林西町長根 64    | 52-3706          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 33 | 竹村       | 中町経塚 4       | 52-8508          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 34 | 中央       | 四郷町山畑 78-2   | 45-0066          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 35 | 堤        | 本田町本田 1      | 52-3053          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 36 | 堤ヶ丘      | 堤町道仙 65      | 52-0166          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 37 | 寺部       | 上野町 1-173    | 80-2194          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 38 | 東海       | 神池町 2-1236   | 88-0599          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 39 | 童子山      | 小坂町 16-51    | 32-3566          | 4-5 歳児     | —          | 午前 8 時 30 分～午後 3 時 | —           | —              | 公幼   |
|    | 40 | 透成       | 西広瀬町清水 30    | 41-2550          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |

| 地区 | No    | 園名                | 所在地           | 電話<br>(0565<br>) | 受入れが可能な学齢 | 入園要件が必要な学齢   | 保育時間         | 土曜日<br>保育実施 | 春・夏季<br>休業保育実施 | 認可等  |
|----|-------|-------------------|---------------|------------------|-----------|--------------|--------------|-------------|----------------|------|
| 豊田 | 41    | 渡 刈               | 渡刈町 3-98      | 28-8300          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 42    | トヨタ               | 水源町 1-1-1     | 28-2198          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 43    | 豊田聖霊              | 聖心町 4-10-6    | 28-2178          | 6か月-2歳児※  | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 44    | 豊田大和キッズ           | 今町 1-6-2      | 27-5678          | 6か月-2歳児   | 全学齢          | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 私保   |
|    | 45    | 豊田東丘              | 宝来町 4-758-274 | 89-7570          | 6か月-2歳児※  | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 46    | 豊 松               | 豊松町狐塚 120-4   |                  | 3-5歳児     | —            | 午前8時～午後4時    | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 47    | ナースーハウス           | 平芝町 2-2-5     | 77-6406          | 4か月-2歳児   | 全学齢          | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 小規模  |
|    | 48    | 中 金               | 城見町須田口 6      | 41-2238          | 3-5歳児     | —            | 午前8時～午後4時    | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 49    | 中根山               | 高岡本町双葉 60     | 52-3029          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 50    | 名古屋柳城短期<br>大学附属豊田 | 市木町 3-19-7    | 80-0198          | 6か月-2歳児※  | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 51    | 根 川               | 下林町 7-41      | 32-1082          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 52    | 野 見               | 美里 5-19       | 80-0650          | 3-5歳児     | 3歳児          | 午前8時30分～午後5時 | —           | ○              | 公幼   |
|    | 53    | 林 丘               | 大林町 10-15-2   | 28-1074          | 6か月-2歳児※  | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後7時 | 午後6時<br>まで  | ○              | 認(幼) |
|    | 54    | 東広瀬               | 東広瀬町蔵屋敷 19-1  | 41-2112          | 6か月-5歳児   | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 55    | 東保見               | 保見ヶ丘 4-6-1    | 48-2221          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 56    | 東 山               | 渋谷町 3-978-36  | 80-6074          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 57    | ひかり               | 矢並町大坪 901-2   | 80-2280          | 3-5歳児     | —            | 午前8時～午後4時    | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 58    | ひなたぼっこ            | 若宮町 2-70      | 34-5008          | 6か月-2歳児   | 全学齢          | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 事業所  |
|    | 59    | 平 井               | 百々町 4-20      | 80-2193          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 60    | 平 山               | 平山町 1-10-1    | 28-6187          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 61    | 広 沢               | 舞木町焼山 1102-23 | 44-0288          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 62    | 藤 藪               | 豊栄町 3-120     | 28-4717          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 63    | 保見ヶ丘              | 保見ヶ丘 5-1-1    | 48-1500          | 6か月-2歳児※  | 0-2歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(幼) |
|    | 64    | 本 地               | 本地町 2-51-1    | 27-2662          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 65    | 益 富               | 志賀町箕平 77-1    | 80-0365          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 66    | 松 平               | 九久平町築場 52     | 58-0070          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 67    | 丸 山               | 丸山町 3-30      | 28-0744          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 68    | みずほ               | 瑞穂町 2-5       | 32-7380          | 4か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後7時 | ○           | ○              | 認(こ) |
|    | 69    | 御 船               | 御船町山屋敷 78-30  | 45-1215          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 70    | 宮 口               | 宮口町 2-50      | 32-6727          | 6か月-5歳児   | 0-3歳児        | 午前7時30分～午後6時 | ○           | ○              | 公保   |
| 71 | 美 山   | 美山町 4-47-1        | 41-8812       | 6か月-2歳児※         | 0-2歳児     | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 認(幼)           |      |
| 72 | みるみる園 | 京町 4-3-9          | 31-5875       | 6か月-2歳児          | 全学齢       | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 事業所            |      |
| 73 | 美 和   | 百々町 9-43          | 88-2230       | 6か月-5歳児          | 0-3歳児     | 午前7時30分～午後6時 | ○            | ○           | 公保             |      |
| 74 | 杜のひかり | 大清水町大清水 100-1     | 45-9966       | 6か月-5歳児          | 0-3歳児     | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 認(こ)           |      |
| 75 | 山之手   | 山之手 1-78-1        | 28-1101       | 4-5歳児            | —         | 午前8時30分～午後3時 | —            | —           | 公幼             |      |
| 76 | 竜 神   | 竜神町神田 60          | 28-8200       | 6か月-5歳児          | 0-2歳児     | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 認(こ)           |      |
| 77 | 若 園   | 中根町永池 192-18      | 52-3820       | 6か月-5歳児          | 0-3歳児     | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 公保             |      |
| 78 | わかば   | 若林東町上外根 86-2      | 52-1838       | 4か月-5歳児          | 0-3歳児     | 午前7時30分～午後7時 | ○            | ○           | 私保             |      |
| 79 | 若 林   | 若林東町東山 47-1       | 52-8350       | 6か月-5歳児          | 0-3歳児     | 午前7時30分～午後6時 | ○            | ○           | 公保             |      |
| 80 | 若 宮   | 若宮町 6-2-5         | 32-3200       | 6か月-5歳児          | 全学齢       | 午前7時30分～午後6時 | ○            | ○           | 公保             |      |

| 地区 | No | 園名    | 所在地           | 電話<br>(0565<br>) | 受入れが可能な学齢  | 入園要件が必要な学齢 | 保育時間               | 土曜日<br>保育実施 | 春・夏季<br>休業保育実施 | 認可等  |
|----|----|-------|---------------|------------------|------------|------------|--------------------|-------------|----------------|------|
| 藤岡 | 81 | 飯野    | 藤岡飯野町出口 1122  | 76-2667          | 5 か月-5 歳児  | 全学齢        | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 82 | 石畳    | 白川町大根 1271-1  | 76-1998          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 83 | 木瀬    | 木瀬町浜居場 248-1  | 76-1765          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 84 | 中山    | 西中山町蔵屋敷 136-1 | 76-4436          | 6 か月-5 歳児  | 0-3 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 85 | 中山松元  | 西中山町後田 93-6   | 76-3033          | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 認(幼) |
| 小原 | 86 | 大草    | 小原町北洞 268-2   | 65-2045          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 87 | 道慈    | 乙ヶ林町下立 122-1  | 65-2733          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
| 足助 | 88 | 足助もみじ | 岩神町築瀬 25-1    | 62-0685          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 89 | 大蔵    | 大蔵町本城 13-1    | 64-2220          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 90 | 則定    | 則定町前田 5       | 63-2051          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
|    | 91 | 冷田    | 冷田町上冷田 38     | 63-2310          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 ～午後 4 時     | 正午まで        | ○              | 公保   |
| 下山 | 92 | 大沼    | 大沼町船橋 21      | 90-3021          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
|    | 93 | 東部    | 羽布町川合 23-2    | 90-3173          | 3-5 歳児     | —          | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
| 旭  | 94 | 小渡    | 下切町下切 10      | 68-2766          | 3-5 歳児     | —          | 午前 8 時 30 分～午後 3 時 | —           | —              | 公幼   |
|    | 95 | 杉本    | 杉本町三斗成 36     | 68-2701          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |
| 稲武 | 96 | 稲武    | 武節町神田 96-1    | 82-2025          | 6 か月-5 歳児  | 0-2 歳児     | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○           | ○              | 公保   |